

IMO MSC 106 審議速報

2022年11月2日～11日にIMO(英国・ロンドン)において開催された、IMO第106回海上安全委員会(MSC 106)の審議概要をお知らせします。今回の会合は新型コロナウイルス感染状況に鑑み、現地及びテレビ会合のハイブリッド形式にて開催されました。

なお、本速報は、本会出席者からの非公式な情報及びWorking Paperをもとに、速報性を重視して作成しておりますことをご了承願います。

1. 採択された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で採択された主要な義務要件は以下の通りです。

(1) 燃料油の使用における安全性強化のための SOLAS 条約 II-2 章の改正

給油の際に燃料油供給業者が船舶に提供する bunker delivery note に引火点の情報を記載することを強制化するための SOLAS 条約 II-2 章の改正。

【適用】 2026年1月1日発効

(2) 洋上作業員運送の安全に関する国際コード (IP コード)

IP コードの新規制定及び同コードを強制化するための SOLAS 条約 XV 章の制定。同コードは 12 人を超える作業員を運送する 500GT 以上の貨物船及び高速艇が適用対象となる。

【適用】 2024年7月1日発効

(3) IGC コードの改正

設計温度が-55℃より低く-165℃までの貨物タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板、形材及び鍛造品に関する IGC コード表 6.3 に高マンガンオーステナイト鋼を含める改正。

【適用】 2026年1月1日発効

(4) IGF コードの改正

設計温度が-55℃より低く-165℃までの燃料タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板、

形材及び鍛造品に関する IGF コード表 7.3 に高マンガンオーステナイト鋼を含める改正。

【適用】 2026年1月1日発効

(5) 2011 ESP コードの改正

主に以下の点における、2011 ESP コードの改正。

- ばら積み貨物船において毎年 of 検査実施が要求される条件となるバラスタック(二重底タンクを除く)の塗装状態を、「不良(POOR)」から「優良未満(less than GOOD)」に変更。
- 船齢 20 年を超える 150m 以上の二重船側ばら積み貨物船の貨物艙に隣接する二重船側空所において、塗装状態が「不良(POOR)」の場合は、毎年 of 検査実施が要求される旨を規定。
- 独立タンクにより油を運送する油タンカーは同コードの適用対象とならないことを明確化。
- 油タンカーの更新検査時に要求される圧力試験の実施時期の明確化。

【適用】 2024年7月1日発効

(6) IBC コードの改正

MSC 104 で採択された IGC コードの改正同様、浸水時の残存要件で考慮すべき水密戸を明確にするための IBC コードの改正。

【適用】 2024年7月1日発効

2. 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通りです。これらは、2023年6月に開催されるMSC 107にて採択される見込みです。また、これらの改正は SOLAS 臨時改正サイクルが適用され、2026年1月1日発効となる見込みです。

(1) LSAコードの改正

全閉型救命艇に対する換気要件を新設するための LSA コードの改正、及び関連の効力試験等を規定するための救命設備の試験に関する勧告(決議 MSC.81(70))の改正。

(2) パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を禁止するための SOLAS 条約 II-2 章等の改正

PFOS を含む消火器の使用を禁止するための SOLAS 条約 II-2 章及び 1994/2000 HSC コードの改正。

(3) SOLAS 条約 V 章及び SE 証書書式の改正

3,000GT 以上のバルクキャリア及びコンテナ船に対し電子傾斜計の搭載を要求するための SOLAS 条約 V 章の改正。また本件に関連し、SE 証書上の Particulars of ship にコンテナ船を追加する書式改正。

3. 統一解釈等の承認

今回の会合において承認された統一解釈、ガイドライン及び指針等のうち、主要なものは以下の通りです。

(1) SOLAS 条約 II-2 章の統一解釈

A 級仕切りを貫通するダクトの防熱材に関する SOLAS 条約 II-2 章 9.7.3.1.2 及び B 級仕切りをダクトが貫通する際の隙間に関する 9.7.3.2 の解釈。

(2) 液化ガスばら積み運搬船を保護するための固定式ドライケミカル粉末消火装置の承認に関するガイドライン(MSC.1/Circ.1315)の改正

消火性能試験の結果を反映した、液化ガスばら積み運搬船を保護するための固定式ドライケミカル粉末消火装置の承認に関するガイドライン(MSC.1/Circ.1315)の改正。本改正は 2023年7月1日以降に搭載される装置を対象として適用される。

(3) 船上におけるアスベスト使用の規制に関する情報(MSC.1/Circ.1374)の改正

船上におけるアスベスト使用の規制に関する情報(MSC.1/Circ.1374)では、SOLAS 条約 II-1 章 3-5 に違反するアスベストを含む材料(ACM)の船上使用を発見した場合、3年以内に除去するよう規定されている。本要件をより実用的にするべく、維持管理や監視を条件としてガスケット等の ACM を3年を超える適当な時期に除去することを主管庁が認めることを可能にするための MSC.1/Circ.1374 の改正。

4. 自動運航船関連要件の検討

船舶の自動化に関する研究が進んでいる中で、自動運航船に適用すべき条約要件について MSC で検討を行っています。

前回の審議では、2024年以内に自動運航船に関する非強制的目標指向型のガイドラインを作成した上で、新規強制要件(MASS Code)を2028年1月1日から発効することを目標とした作業計画が合意されました。

今回の審議では、コレスポネンスグループ(作業グループ)からの報告や関連の作業グループによる会合結果に基づき、主に目標及び機能要件の策定を中心に、非強制ガイドラインの検討が開始されました。

日本海事協会 国際部は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしていきます。

本件に関してご不明な点は、国際部までお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer

ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.

ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright

Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.